

年金のお知らせ

◇納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は、所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、「ご家族（配偶者やお子さんなど）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料につい

て、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する領収証書などの添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られますので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年はじめに国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないよう納めましょう。

◇令和2年分 公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出について

日本年金機構から源泉徴収の対象となる方へ、令和2年分の「扶養親族等申告書」が送付されています。これは、令和2年2月以降にお支払いする年金から源泉徴収される所得税について、配偶者控除など各種控除を受ける際に必要な申告書になりますので、10月31日までに提出ください。

【扶養親族等申告書問い合わせダイヤル】
☎0570（081）
240

※問い合わせは、青梅年金事務所
☎30-3410

学童保育所指導員（町臨時職員）募集

〔採用予定日・予定人数〕令和元年11月頃から・若干名

〔勤務場所・内容〕町内学童クラブ（古里・氷川）で児童の保育、指導

〔受験資格〕20歳以上65歳以下の女性の方で長期間勤務できる方。または、教員免許・保育士の資格を有する方。（いずれも、未就学児から中学生までの子供がいない方に限ります。）

〔勤務条件〕・任期／初回のみ半年契約、その後は1年契約

・勤務日／週3日以上勤務できる方（土曜日勤務を含みます）

・勤務時間／午後0時30分頃から午後6時30分頃まで、学校休業日は、午前8時頃から午後6時30分頃まで（学校の授業や休業日により勤務時間は変わります）

・時給／1,020円～1,150円（交通費別途支給）

〔各申込手続〕

・申込方法／履歴書（写真添付）に必要事項を記載のうえ、子ども家庭支援センターに郵送または持参してください。（〒198-0105奥多摩町小丹波108）

・申込期日／10月25日（金）必着

・選考方法／1次選考・書類選考（履歴書により実施）、2次選考・面接（1次選考合格者対象）

〔その他〕資格、勤務日などについては、ご相談に応じます。

※問い合わせは、子ども家庭支援センター ☎85-2611